

令和 7 年(2025 年)10 月 15 日

重大事態に関する報告書 (公 表 版)

松本市いじめ問題対策調査委員会

目次

1	はじめに	2
2	調査の目的	2
3	調査における配慮事項及び調査方法	2
4	調査組織について	2
	(1) 調査委員会の職務	2
	(2) 調査委員会の構成	2
5	調査の経過	4
6	調査の実施方法	4
7	当該事案の事実経過	5
	(1) いじめの定義を踏まえた事実の確認に当たって	5
	(2) 本件の端緒、対応経過等	5
	(3) A表の整理に基づく個々の事実確認	16
8	当該事案の事実経過から認定しうる事実	21
9	調査結果と考察	22
	(1) 被害児童が教室に入れなくなった原因	22
	(2) 被害児童が長期欠席に至るまでの学校の対応	23
10	被害児童に対する学校の対応	24
11	再発防止に向けた提言	25
	提言1 当該校における対応について	
	(1) 初期対応としての事実関係の把握	25
	(2) 学校いじめ対策組織による対応	26
	(3) いじめ防止対策の強化	26
	提言2 松本市教育委員会における対応について	
	(1) 学校への指導・支援について	26
	(2) 教職員研修の充実	27
12	終わりに	27

1 はじめに

本報告書は、令和6年（2024年）度に、松本市立小学校（以下「当該校」という。）4年生の児童が、同学級の児童から強い暴力・暴言を受けたことをきっかけに長期不登校に至った事案（以下「本事案」という。）について、いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防対法」という。）第28条第1項第2号に規定される「重大事態」の疑いがあるものとして市長の指示により「松本市いじめ問題対策調査委員会」（以下「調査委員会」という。）が調査を実施した結果に係る報告である。

2 調査の目的

本事案に係る調査では、次の点を明らかにすることを目指した。

- ・いじめ行為の事実（いじめはあったのか。）
- ・いじめが起こった原因・背景（なぜ、そのようないじめがあったのか。）
- ・いじめ行為に対する対応の適切さ（学校によるどのような対応があったのか。）
- ・再発防止に向けた提言（いじめ防止のための教訓はなにか。）

調査委員会の調査目的は、当時の本人を取り巻くいじめの事実関係を確認することにより、広く本事案の要因が何であるのか、本人、保護者及び学校関係者からの聞き取りをもとに、本人が長期不登校に至るまでの経過及び背景について可能な限り検証及び考察を行うとともに、今後の再発防止を図るための提言を行うこととした。

3 調査における配慮事項及び調査方法

調査委員会は、何よりも公平・中立の観点から先入観を持たずに調査すること。そして、本人及び保護者、教職員等から詳細な聞き取りを直接行い、関係者から提供された資料を確認しながら、本事案の経過及び背景を明らかにすることを心掛けた。また、本事案が生じた原因を明らかにし、再発防止に主眼を置くことを委員全員で確認した。

4 調査組織について

(1) 調査委員会の職務（松本市いじめ問題対策調査委員会条例第3条）

ア 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- ・いじめ防止等のための対策に関すること。
- ・いじめ防対法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- ・その他教育委員会が必要と認めること。

イ 委員会は、いじめ防止等のために必要な事項について、教育委員会に対し意見を述べることができる。

(2) 調査委員会の構成（松本市いじめ問題対策調査委員会条例第4条）

ア 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- ・学校教育関係者
- ・関係行政機関の職員
- ・有識者
- ・その他教育委員会が必要と認める者

ウ 委員構成（令和6年度）

団 体 名	役 職	氏 名
松本市校長会	校 長 会 会 長（鉢盛中学校長）	中川 満英
松本市校長会	校長会副会長（寿小学校長）	市川 元彦
松本警察署	生活安全第一課長	市川 幸誠
長野地方法務局松本支局	総務課長	清水 通庸
松本児童相談所	相談判定課長	今井 敏弘
松本大学	総合経営学部教授	矢崎 久
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	平林 優子
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	北川 和彦
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	石曾根正勇
浅川法律事務所	弁護士	浅川 清実
森本法律事務所	弁護士	森本 遼
澤田若菜法律事務所	弁護士	澤田 若菜
(株)コミュニケーションズ・アイ	代表取締役	伊藤かおる
松本市PTA連合会	監事	木村なつ子

エ 委員構成（令和7年度）

団 体 名	役 職	氏 名
松本市校長会	校 長 会 会 長（梓川小学校長）	藤升 覚
松本市校長会	校長会副会長（鎌田中学校長）	手塚 直樹
松本警察署	生活安全第一課長	横井 秀典
長野地方法務局松本支局	総務課長	清水 通庸
松本児童相談所	相談判定課長	高橋 一夫
松本大学	総合経営学部教授	矢崎 久
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	平林 優子
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	北川 和彦
子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	石曾根正勇
浅川法律事務所	松本市スクールロイヤー	浅川 清実
森本法律事務所	松本市スクールロイヤー	森本 遼
澤田若菜法律事務所	弁護士	澤田 若菜
(株)コミュニケーションズ・アイ	代表取締役	伊藤かおる
松本市PTA連合会	副会長	中村 勇一

オ 委員会事務局（令和7年度）

団 体 名	役 職	氏 名
松本市教育委員会	教育長	曾根原好彦
松本市教育委員会	教育次長	赤羽 志穂
松本市教育委員会	教育監兼学校支援室長	山名 博夫
松本市教育委員会	学校教育課長	内山真由美
松本市教育委員会	教育政策課長	小西 えみ
松本市教育委員会	学校教育課課長補佐	堀金 孝志
松本市教育委員会	主任指導主事	下平 将揮
松本市教育委員会	指導主事	有賀 浩之

5 調査の経過

令和6年 7月19日 調査委員会にて事案を共有
29日 被害児童への面接調査①
8月 1日 被害児童への面接調査②
9月17日 加害児童への面接調査
12月 6日 調査委員会にて調査内容の協議
25日 学校関係者への面接調査
令和7年 1月28日 調査委員会にて調査内容の協議
4月25日 調査委員会にて報告書の検討①
5月16日 調査委員会にて報告書の検討②

6 調査の実施方法

- ・被害児童への面接調査 令和6年7月29日及び8月1日
保護者同席のもと被害児童から自身が受けた被害について話を聞き取った。
- ・加害児童への面接調査 令和6年9月17日
保護者同席のもと加害児童が行った行為について話を聞き取った。
- ・学校関係者への面接調査 令和6年12月25日
教頭及び担任から聞き取りを行った。
- ・聞き取りを行った後は、調査委員会を開催し、聞き取った内容を委員で共有するとともに、更なる聞き取りの必要性の有無について協議を行った。

7 当該事案の事実経過

(1) いじめの定義を踏まえた事実の確認に当たって

いじめ防対法第2条第1項では、いじめは次のように定義されている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記定義では、いじめを受けた本人が「心身の苦痛を感じている」ことが要件とされている。

(2) 本件の端緒、対応経過等

本事案について、当該校のいじめ対策チームが整理した経緯は次のとおりである。

なお、表中の下線部が、被害児童又は被害児童保護者より申告のあったいじめ行為として疑われる内容である。

日（曜）	出来事	内容及び対応等
R6.3	○いじめアンケートにより、被害児童が加害児童に <u>いやなことをされたこと（悪口）</u> が発覚する。	・担任が両児童に話を聞き、加害児童が被害児童に謝罪する。
5.10（金）	○担任から、「最近何か心配なことはあるか。」と被害児童に尋ねた際、加害児童から <u>パーカーのフードを引っ張られて怖い思いをしたことがあった</u> と言う。	・担任は、翌週に加害児童に確認する旨を被害児童に伝える。
5.13（月）	○被害児童が欠席する。 ○担任が加害児童から聞き取りを行う。	・被害児童保護者より胃腸炎による欠席と学校に伝えられる。 ・加害児童は反省していた。
5.20（月） 5.23（木）	○被害児童が欠席する。	・被害児童保護者より腹痛による欠席と学校に伝えられる。
5.28（火）	○被害児童が欠席する。 ○被害児童保護者から担任に電話が入る。	・被害児童保護者より心身の不調による欠席と学校に伝えられる。 <電話の内容> ・被害児童から「運動会（5.25（土））前からお腹が痛いと言っていたが、実は加害児童に <u>首を絞められ、『死ね』と言われた。</u> 」と聞いた。

5.28 (火)	○被害児童保護者が市教育委員会へ電話をする。	・教室内でいじめが起きている。 ・加害児童の家に担任から連絡を入れて、もうしないと約束してほしい。 ・名前は出さなくてよいので、クラス全体で周知してほしい。できないなら市教委へ連絡を入れる。 ・加害児童と被害児童の机を離してほしい。 ・至急事実確認を求めたい。明日連絡がほしい。 <電話の内容> ・加害児童が被害児童に対し、「死ね」と言って首を絞めた。ゴールデンウィーク明けから複数回あったようだ。 ・5月13日(土)に具合が悪く、胃腸炎だった。13日(月)も被害児童はお腹が痛く、気分の悪さを訴えたため、再受診したところ胃腸炎が残っていると言われた。その日からは、被害児童は学校に行ったり行かなかったりしている。 ・今日、被害児童から、加害児童に「<u>死ね</u>」と言われて首を絞められたことを聞き、担任に報告した。 ▶担任は、被害児童が「死ね」と言われている事実は知っている。しかし、首を絞められたことがあることは知らなかった。 ・加害児童保護者に知らせたり、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)を入れたりして、根本的に解決してほしい。
※ 5月28日(火)から6月3日(月)まで、被害児童は心身の不調による欠席が続き、6月4日(火)は夕方に登校をする。		
5.29 (水)	○担任が加害児童に事実確認をする。	・給食準備の時に、被害児童が自分のことをキモイと言っていたことを児童Cから聞いて、いらついてやってしまった。被害児童に謝りたい。 ※児童Cは「言っていない」と言っている。

5.29 (水)	○担任から被害児童保護者へ電話連絡をする。	<被害児童保護者の反応> ・加害児童が反省している様子が伝わってこない。 ・第三者委員会をもってほしい。 ・市教委には連絡してあるのか。 ・校長先生は、4月の参観日の時に、学校は安全安心な場所と言っていたがそれはどうなのか。 ・加害児童に対して、SCとの面談や発達検査をしてほしい。
5.30 (木)	○被害児童保護者が市教育委員会へ電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・学校から市教委への報告は入っているのか。 ・複数の職員体制でいじめ対策チームのような対応を学校はしないのか。
5.31 (金)	○被害児童保護者が、担任・学年主任と懇談する。 ○担任・学年主任が加害児童保護者に今回の件を伝える。	<被害児童保護者の要望> ・校長・教頭・担任・学年主任・養護教諭・児童指導主事・SC・教育委員会・PTAでいじめ対策チームを立ち上げてほしい。 ・いじめ対策チームをつくらないことには、謝罪の場を設けても仕方がない。 ・被害児童が登校できるように、できるだけ早く対応してほしい。 <加害児童及び保護者の反応> ・加害児童及び保護者は、謝罪したい気持ちがある。
6.3 (月)	○学校では、被害児童保護者から要望のあった席替えを行い、被害児童と加害児童の席を離す(席替え実施)。 ○被害児童保護者が教育委員会へ電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・校長・教頭・担任・学年主任・養護教諭・児童指導主事・SC・教育委員会・PTAでいじめ対策チームを立ち上げてほしいと要望したが、今日現在、学校からの連絡はない。

6.3 (月)	○被害児童保護者が学校へ電話をする。	・被害児童は体調を崩し、下痢をし、嘔吐をしたが、学校に行きたいと言っている。 ・被害児童は、明日から学校に行けるかと聞いてくるが、現状は怖くて行かせられない。 ・加害児童保護者からの謝罪したい意向について担任を通じて聞いたが断った。再発防止が約束されてから謝罪を受け、その後判断したい。 ・加害児童と被害児童のクラスをすぐに分けてほしい。 ・今回の事案は殺人未遂である。 ・加害児童へは発達検査・訓練・治療が必要である。 ・市教委から学校に電話を入れてほしい。 <被害児童保護者の話の内容> ・加害児童と被害児童のクラスを分けてほしい。 ・今回の事案は殺人未遂である。 ・加害児童への検査・訓練・治療が必要である。 ・校長・教頭・担任・学年主任・養護教諭・児童指導主事・S C・教育委員会・P T Aでいじめ対策チームを立ち上げてほしい。
6.4 (火)	○被害児童保護者が教頭へ電話をする。 ○夕方、被害児童が被害児童保護者と共に学校に登校する。	<被害児童保護者の話の内容> ・被害児童が学校に行こうとしても具合が悪くなっている。 ・人間関係づくり（関係の修復）の前に命を守ることが大切である。 ・なぜ、やられた側が我慢しないといけないのか。 ・加害児童がS Cとの懇談を絶対に受けるべきだ。 ・本日18時30分頃、被害児童と被害児童保護者で学校へ行く予定 <校内で行ったこと> ・教室の座席の確認をする。 ・校内教育支援センターの確認をする。

6.5 (木)	○被害児童が朝、登校をする。	<学校での様子> ・1、2時間目を3階学習室で過ごし、算数と国語の個別指導を受ける。 ・3、4時間目を校内教育支援センターで過ごし、社会と理科の個別指導を受ける。 ・給食・掃除・5時間目（図書館）の時間を学級で過ごす。
6.6 (木)	○被害児童が心身の不調により欠席する。 ○朝、被害児童保護者が教頭へ電話をする。 ○被害児童・加害児童を含む複数の児童の保護者、教頭・学年主任・担任が話合いの場をもつ。	<被害児童保護者の話の内容> ・前日の2時間目休みの時、校内教育支援センターにいる4年生から「<u>死ね</u>」と言われた。そのことにより、首を絞められたことがフラッシュバックし、学校に行けなくなった。 ・「死ね」という言葉の意味を全校で共有してほしい。 ・再発防止のためのいじめ対策チームを早く動かしてほしい。 ・加害児童をクラスから出してほしい。 ・いじめた側にペナルティーがないのはおかしい。 <話合いの内容> ・男子間の人間関係について、仲間外れなどをしないために必要なことについて話し合う。
※6月6日（木）から19日（水）まで、被害児童は、心身の不調による欠席が続く。		
6.11 (火)	○朝、教頭が被害児童保護者へ電話をする。 ○夕方、教頭が被害児童保護者へ電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・学校に行けるわけがない。学校は安全な場所ではなかった。ライオンが檻に入っていたとしたら、そこに入れますか。心の傷が一生癒えることはない。親がどうにかしようとしても学校のことはどうにもできない。学校の認識が甘く、人間関係構築以前の話。 <教頭の話の主訴> ・被害児童の学習保障として、家庭訪問や放課後登校の提案をする。

6.11 (火)		<被害児童保護者の話の内容> ・放課後、学校に行くのは、ペナルティーではないか。なぜ、被害者が放課後に学校に行かないといけないのか。家庭訪問については、親がいないので来てもらっても困る。加害児童を早くクラスから出してほしい。
6.18 (火)	○参観日の学級懇談会后、校長室にて、被害児童保護者・校長・教頭・担任で懇談する。 ○懇談から20分後、被害児童保護者が学校へ電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・3月の終わり頃から、加害児童からのいやがらせが始まっていた。 ・被害児童は担任には会いたい。 ・被害児童がこんなに学校に来られないのに、加害児童が何もないような顔をして登校しているのはおかしい。 ・いくら席を離しても同じ空間にいることには変わりはない。加害児童が教室にいないければ、被害児童は登校できる。 <被害児童保護者の話の内容> ・被害児童が、6月21日(金)の放課後に、学校に行きたいと言っている。 ・21日(金)の17時に登校する。
6.19 (水)	○被害児童保護者が市教育委員会へ電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・加害児童を別の教室になるよう指導してほしい。これは周りにもわかる加害児童へのペナルティーだと思う。被害児童は、学級に戻りたいと思っている。「人間関係をよくする」前に、まずは命を守ってほしい。 ・再発防止のためのいじめ対策チームに市教委を入れてほしい。 ・学校対応は遅いので、市教委が主導権を握ってほしい。 ・担任の初動が遅い。学校の認識が甘い。殺人未遂として認識してほしい。

6.19 (水)	○放課後、加害児童を含む同級生数名が公園で遊んだ。被害児童と被害児童保護者も同じ公園にいて、被害児童は加害児童を含む同級生とおにごっこをした。加害児童は首を絞めたことを、被害児童に謝った。	
6.20 (木)	○被害児童が登校し、3校時まで過ごす。 ○被害児童を母へ引き渡す際に、母が教頭に話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・パーカーを引っ張ったことは、首を絞めたことと同じ。 ・事情は知っていたはずなのに学級の初動が遅すぎた。初期段階で両家で確認できていたらこんなことにはなっていなかった。これが学校への不信感につながっている。
6.21 (金)	○被害児童が心身の不調により欠席する。 ○教頭が市教委に電話をする。	<教頭の話の内容> ・6月19日(水)の放課後、加害児童を含む同級生数名が公園で遊んでいた。被害児童と被害児童保護者も同じ公園にいて、被害児童は加害児童を含む同級生とおにごっこをした。加害児童は被害児童に謝った。 ・翌日6月20日(木)、被害児童は登校した。3時間で下校した。
※6月21日(金)から9月2日(月)まで、被害児童は欠席した。 ※夏休み中、7月25・26・30日、8月1日の4日間は、算数の学習のため登校した。 ※9月3日(火)からはオンラインでの授業参加が始まる。		
6.26 (水)	○被害児童保護者が学校へ電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・3月のいじめアンケートと5月にあった首を絞めたことについての事実確認についてしっかりと教えてほしい。 ・5月10日の時点でなぜ加害児童保護者に伝えなかったのか。

6.26 (水)		・初動が遅すぎる、担任の認識が甘すぎる。 ・児童相談所へ通報する。 ・スクールロイヤーとの連携は取れないのか。 <学校の対応に係わる返答> ・被害児童を見守る体制として、基本的に担任が見守るが、担任が席を外す時には学年主任等で対応すること、加害児童のＳＣ対応について伝える。
6.27 (木)	○被害児童保護者が市教育委員会へ電話をする。 ○担任が被害児童保護者へ電話をする。 ○被害児童保護者が教頭へ電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・6月19日(水)に被害児童は、公園に行き、加害児童がいたが、話はしなかったようだ。少しは安心して、「明日は(6月20日)は登校してみようかな。」と言っていた。 ・20日(木)に登校したが、3時間でギブアップした。楽しいが、怖いとも言っていた。加害児童が怖い、いることが怖いと言っていた。先生の目が届かないところで何かされるのが怖いとのことだった。 ・本事案を「いじめ重大事態」として扱ってほしい。市の基本方針に基づいて、加害児童に対して出席停止を命じてほしい。 <担任の話の内容> ・今後は担任が被害児童を見守り、不在時は学年主任が対応すること、週1回アンケートを実施することを伝える。 <被害児童保護者の話の内容> ・担任への不信感、児童相談所への通報、加害児童の出席停止などの話が進まないことについて訴えがある。 <被害児童保護者の話の内容> ・担任を代えてほしいとほかにも思っている人はいる。児童相談所へ

6.27 (木)	○市教委が学校訪問をし、校長と懇談をする。	通報した。市教委へ加害児童を出席停止させてほしい旨の話をした。 <市教委の指示> ・加害児童保護者に事態の深刻度を理解していただくために、被害児童保護者からの要求を伝え、方向性をともに考えていくよう指示
6.28 (金)	○担任が加害児童に、今回の事案について聞き取る。	<加害児童の話の内容> ・被害児童に対して嫌なことをしてしまったのは、 ①3年の終わり頃、同じ班になり真剣に考えている時にふざけた態度をとっていたから。 ②給食の時にゲームのことで嘘をついたから。加害児童が「嘘でしょ」といったら被害児童が「ばーか」と言ったのでパーカーへ消しゴムを入れたり、パーカーを押さえたりした。 ・給食時に行った<u>首の絞め方は、後ろから片手（右手）で首を挟むようにした。</u>その時、被害児童が加害児童の腕に両腕をかけて体重をのせるようにしてきた。昼休みに、「さっきの（首をしめること）やって」と言ってきた。 ・その日の放課後、校庭で鬼ごっこをしていて、加害児童が転んだ際、被害児童がタッチをし、口論になり、<u>同じ事（首を絞める）をした。</u>
7.1 (月)	○担任が被害児童保護者へ電話をする。	<担任の話の内容> ①公園での様子を聞きたいこと。 ②被害児童の保健室登校の提案 <被害児童保護者の話の内容> ・①に対して、被害児童保護者は近くにおらず、詳しい様子は知らない。被害児童は被害児童保護者を呼べば何とかかなと思ったから安心して遊べた。

7.1 (月)		・②に対して、そう思っていたので本人に聞いてみる。 ・加害児童保護者が謝罪をしても絶対に受けない。一生後悔してほしい。試しに加害児童を休ませてほしい。
7.2 (火)	○担任が被害児童保護者へ電話をする。	<被害児童保護者からの回答> ・保健室は、いろいろな人が来るからだめ。学級に戻りたい。休み時間に大人がついてくれるのは嬉しい。試しに加害児童を休ませてほしい。
7.5 (金)	○担任が被害児童保護者へ電話をする。	<担任からの提案> ・リモートでクラスの友達と関わるのはどうか。 <被害児童保護者の回答> ・被害児童は、ストレス性胃腸炎で寝込んでいる。リモート授業について被害児童に聞いてみるが、1学期中に登校できるようにしてほしい。
7.8 (月)	○担任が被害児童保護者へ電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・被害児童はまだ具合が悪い。薬が効かない。友達とリモートしたい、遊びたいと言っている。学校に加害児童がいるから行くことができない。
7.10 (水)	○校長・教頭・担任と加害児童保護者と懇談する。	<被害児童の状況と被害児童保護者が加害児童に望んでいることについて> ①別教室での学習 ②出席停止 ③転校 被害児童保護者が①から③を望んでいることを、学校から加害児童保護者に伝える。 <加害児童保護者の回答> ・被害児童が登校するためにはやむを得ないかもしれない。家族で話し合う。

7.11（木）	○校長・教頭・担任と加害児童保護者母と懇談する。 ○教頭が被害児童保護者へ電話をする。	<加害児童保護者からの回答> ・今回の件よりも前に、加害児童は被害児童からあおられており、加害児童が別室で学習することは認めない。被害児童への聞き取りが先である。 ・被害児童保護者に謝罪する気持ちはあるので、保護者同士話し合える場を設けてほしい。 <教頭からの提案> ・保護者同士の話し合い <被害児童保護者の返答> ・受け入れず
7.17（水）	○被害児童保護者、校長、教頭で懇談をする。	<学校からの提案> ・「いじめ重大事態」として今後調査に入ること。また、事前に第三者による被害児童への聞き取りをさせてほしいということ。 <被害児童保護者の回答> ・承諾する。
7.23（火）	○担任は、加害児童が書いた被害児童への手紙を預かる。	
8.30（金）	○被害児童保護者が担任に電話をする。	<被害児童保護者の話の内容> ・医師からPTSDと診断された。

以上の経緯から、被害児童又は被害児童保護者から訴えのあるいじめ行為は、次のA表のように整理できる。

A表

- ① 「死ね」という言葉を言われた。
 - ② パーカーのフードを引っ張られて怖い思いをした。
 - ③ 首を絞められた。

本表の整理を手掛かりに、本委員会では被害者側及び加害者側から事実関係とその背景を聞き取ることとした。

(3) A表の整理に基づく個々の事実確認

以下に示した事象は、被害児童が3年生の時（R5年度）と、4年生の時（R6年度）のものである。特別な記載がないものは全て4年時（R6年度）のものとする。

①『死ね』という言葉が言われた。」について

被害児童、担任及び教頭からの聞き取りにおいて、次の表にあることが確認された。

被害児童より	担任より	教頭より
▶ 3年生の時に「死ね」と言われた。担任と加害児童と被害児童で話し合い、加害児童は謝罪をした。その後も、言われることが続いている。 パーカー以外のことでやられたことはあるかとの質問に対して ▶ 「死ね」と言われたことと首を絞められたことが語られる。 6月5日(木)校内教育支援センター利用時に、4年生の児童A(加害児童でない)から「死ね」と言われたことについて ▶ 聞き取りに同席した被害児童保護者から被害児童に話すように促されたが、被害児童は何も話さなかった。	▶ 3年生の3月のいじめ調査のときに、被害児童が調査用紙に記載されている例文(悪口を言われたり、「きもい」とか「うざい」とか「死ね」などと言われたりする。)のところに、○印を書いて提出した。 ▶ 被害児童及び加害児童から聞き取りをした後、被害児童と加害児童、担任との話し合いの場を設け、加害児童は謝罪をした。ただ、このときは当該行為に至った理由について、十分に聞き取っていなかった。 ▶ 3年生の3月に同じグループ(教室の座席が近い時)で、被害児童と加害児童の関係がしっくりいっていない部分があったのだと思う。ただ、目立った喧嘩になっていればもっと問題視して見ていたと思うので、そこまでの認識はなかった。	▶ 6月5日の休み時間に校内教育支援センターで、4年生の児童Aが「死ね」と言葉を発した事実はある。 校内教育支援センターを以前から利用していた他の児童と被害児童とが黒板付近で会話をしていた児童Aにとっては、その声がうるさかったと思われる。 それで、児童Aから、うるさいという意味で突発的に「死ね」という言葉が出た。すぐに職員が、被害児童へのフォローをした。その後、帰宅することなく、校内教育支援センターで一緒に生活して帰った。 ▶ 被害児童は帰宅後、被害児童保護者に出来事について伝えた。被害児童保護者からは、翌朝、「死ね」という言葉が、5月上旬に加害児童から首をパーカーで引っ張られて殺されると感じたことと結び付いたと伝えられた。

聞き取りからの考察

加害児童が被害児童に対し３年生の時に「死ね」と言ったことについては、担任と被害児童と加害児童で話し合いをした際に事実確認と指導がされている。この指導以降も、加害児童から被害児童に対して「死ね」と言ったことについては、加害児童からの証言が得られていない。児童Ａが６月５日に校内教育支援センターで「死ね」と言葉を発した事実があった。

しかし、このことが首を絞められたことのフラッシュバックとなり、翌日からの欠席につながったとの因果関係があるとは言い切れない。

②「パーカーのフードを引っ張られて怖い思いをした」について

被害児童及び加害児童、担任並びに教頭の聞き取りから、次のことが語られた。

<被害児童より>

- ・ ５月の初めの頃に教室で、加害児童からパーカーの帽子を後ろから引っ張られた。
- ・ 加害児童がどうして引っ張ったのかは分からない。
- ・ この出来事を同じクラスの子は見ていた。誰かは分からない。助けてほしかった。
- ・ 先生に訴え、その後、先生と加害児童と被害児童の３人で話し合いをした。
- ・ （この出来事があったときどんな気持ちだったかを問う質問に対して）▶ 回答なし。
- ・ （今はこの出来事についてどんな気持ちを持っているかを問う質問に対して）
「いやだと思った。よくわからない。」
- ・ （加害児童に対して今はどんな気持ちを持っているかを問う質問に対して）▶ 回答なし。
- ・ （加害児童と今後はどういう関係でいたいと思っているかの質問に対して）
▶ 「会いたくない。声をかけるのも嫌だ。」
- ・ （暴言や首絞めの回数を問う質問に対して）▶ 「たくさん。」
- ・ （暴言や首絞めは何があった時にやられるのかを問う質問に対して）
▶ 「何もない。授業をしている時、斜め後ろに（加害児童が）いて、暴言や首絞めをされた。」
- ・ （首を絞められたときの様子について問う質問に対して）
▶ 「パーカー（のフード）を引っ張る。」

<加害児童より>

- ・ 教室における加害児童の座席が被害児童の斜め後ろにあった３年生の時に、被害児童のパーカーのフードを引っ張って消しゴムを入れたことが２、３回ある。
- ・ 休み時間、教室で遊んでいる時に机の間に立っていて、「どいて」とか言わずに押された。パーカーのフードを引っ張ったのではなく、消しゴムを入れようとした。
- ・ 給食にホタテが出たことについて、給食当番が運びに行き、加害児童や被害児童らが教室で待っている時に、うそをつかれた。加害児童は、被害児童がお寿司屋さんのホタテを食べているという話をうそだと感じた。加害児童はその話をうそだとははっきりと分からなかったが、加害児童が「それ、うそでしょ」と言っても、被害児童が「うそじゃない。先生に言うよ。」となった。

<担任より>

- ・ 5月10日（金）被害児童から加害児童にパーカーを引っ張られるのは嫌だという話を聞いた。
- ・ 5月13日（月）被害児童が嫌な思いをしていることを加害児童に伝え、指導した。加害児童は引っ張っていることを認めていて、今後はやめることを担任に話した。
- ・ 担任と加害児童と被害児童の3人で話し合いをしたことについては、しっかりと覚えていない。
- ・ 担任は、5月13日（月）に加害児童からの聞き取りと指導をしたことについて、5月28日（火）まで、被害児童保護者に報告していなかった。
- ・ 5月10日（金）に訴えてきたときは、首を絞められたという言い方ではなかったので、そこまですごくひどいことだという意識は、（当時は）なかった。
- ・ クラスの子ども達の中には結構言ってくる子（担任に報告してくる子）はいるので、もしも加害児童と被害児童が喧嘩をしているとか、被害児童がいじめられているとか、何かがあったとすれば周りが結構言ってきたと思う。だけど、そういう報告が聞こえてはこなかったのも、私の方が気づいてなかったのかもしれない。（加害児童と被害児童の関係について）あまり見えてはいなかった。運動会の後、5月28日に被害児童保護者からこのクラスにいじめがあることを知っているかと問われた。
- ・ （5月10日から5月28日までに被害児童に何かあったかという質問に対して）
その期間の欠席も胃腸炎や腹痛だったので、それは分からない。ただ、被害児童は休む子ではないので、休みが多いなどは思っていた。けれど、運動会に向けた練習の疲れがあるだろうと捉えていたので、5月13日、20日、23日の欠席がパーカーにつながるとは、5月28日までは思っていなかった。
- ・ 5月31日（金）に被害児童保護者と会った時に、担任から被害児童にいじめの話はしないようにと、保護者から要望があったので、担任からの被害児童への聞き取りはしていない。
- ・ 6月28日（金）に再度、加害児童に聞き取りをしたところ、加害児童より次のことが語られた。

加害児童が被害児童に嫌なことをしてしまったのは、①3年の終わり頃、同じ班になり真剣に考えている時にふざけた態度をとっていたから ②給食の時にゲームのことで嘘（被害児童はあるゲームをクリアしたと言ったが、実はそのゲームを知らなかった。）をつかれたから。パーカーへ消しゴムを入れたり、パーカーを押さえたりした。

聞き取りからの考察

被害児童が語った5月初め頃にパーカーのフードを引っ張られた行為について、加害児童は5月13日（月）に行った担任からの聞き取りで事実を認めている。このことから、5月10日以前に当該行為があったと認められる。また、調査委員会による聞き取りにおいて、加害児童は複数回パーカーのフードに消しゴムを入れたり、パーカーを押さえたりしたことを語っている。

これらから、被害児童が心身の苦痛を感じるようなパーカーに関わる行為が複数回あったと認められる。ただし、フードを引っ張る行為や消しゴムを入れる行為、押さえる行為のそれぞれの回数や期日については特定できなかった。加害児童と被害児童の発達段階を考慮すると、これらの行為それぞれの回数や期日を特定するために、調査委員会としてこれ以上の聞き取りを行っても、特定につながる証言を得ることは難しいと判断する。

③「首を絞められた」について

加害児童及び被害児童、担任並びに教頭からの聞き取りを通して、次のことが確認された。

<被害児童より>

- ・ はじめは暴言だけだったけど、教室で、（腕をL字に折り曲げるようにして）首を絞めるようになってきた。
- ・ （暴言や首を絞められたのはいつからかを問う質問に対して）
 - ▶ 「3年生の頃から。」
- ・ （改めて別の日に、首を絞められたのはいつからか、何回くらいかを問う質問にして）
 - ▶ 「4年生になってから。何回も。」

<加害児童より>

- ・ 被害児童の首を絞めたのは、2回か3回ある。
- ・ （机の間に立っていた時のことや給食の時のことなどの他に、被害児童とのことでうまくいかなかったことや嫌だったことがあるかを問う質問に対して）
 - ▶ 「3年生の時、教室の机にかかっている給食袋とかに引っかかって転んじったりしたときに笑われたりした。」
- ・ （首を絞めた時に、加害児童は被害児童にどんなふうに思っていたかの質問に対して）
 - ▶ 給食の時に、児童B（加害児童でない）から「被害児童が『加害児童のこと嫌い（キモい）』って 言ってたよ」と聞いて、それでむかついてやり返した（首を絞めた）。
- ・ （6月19日の）放課後、友達と公園に行った時に被害児童と会って、「首を絞めちゃってごめん。」って謝って、そしたら「いいよ。」って言うてくれて、その次の日、被害児童は学校へ来て3時間くらいやってそれで帰った。
- ・ 学校に来たときは先生に、「まだ被害児童とはそんなにかかわったりしゃべったりしないで。」って言われていたから、何もしてなかった。

<担任より>

- ・ 加害児童は、首絞めとパーカーを引っ張るのを計3回やっていると言っている。
- ・ （被害児童が休むようになったきっかけを問う質問に対して）
 - ▶ 休むようになる前あたりのところで、パーカーのフードを引っ張るというより、

首を絞められたということがあったのかなと思うが、私には全然見えていないことで分からない。5月10日に被害児童から訴えがあった際には、首を絞められましたとは言っていない。

- ・ 5月29日に加害児童に聞き取りをした際、加害児童は首を絞めてしまったことを認める話をした。給食準備の時に被害児童が加害児童の悪口を言っていることを児童Bから聞き、いらついてやってしまった（首を絞めてしまった）とのこと。加害児童は反省をしており、被害児童に謝りたいと思っていた。
- ・ 被害児童が加害児童の悪口を言っていることを給食準備の時に加害児童に伝えたとされる児童Bに聞き取りをしたが、児童Bは関与を否定した。

聞き取りからの考察

加害児童が被害児童の首を絞めるという行為については、両者からの聞き取りによれば、時期は不明だが3年生から4年生の5月上旬の間に少なくとも2、3回はあったといえる。この行為の背景には、加害児童から語られたように、これまでの学校生活の中で被害児童に対する不満が重なってきたことが要因であると考えられる。

しかし、被害児童がうそをついたという証言は得られてはおらず、また、児童Bは関与を否定していることから、首を絞めた動機については釈然としない。

8 当該事案の事実経過から認定しうる事実

調査の結果、被害児童または被害児童保護者から訴えのあるいじめ行為について、調査委員会としては次のように結論付けた。

① 「『死ね』という言葉が言われた」について

- ・ 被害児童と担任の聞き取りから、加害児童が「死ね」という言葉を発する行為については、3年生の3学期に行われたと言える。ただし、複数回又は常態化された行為があったかどうかについては、調査委員会は見いだすことができなかった。
- ・ 加害児童による当該行為により、被害児童が心身の苦痛を感じたことは想像に難くない。調査委員会としては、「死ね」という言葉を言われた行為を被害児童に対するいじめ行為として認定する。

② 「パーカーのフードを引っ張られて怖い思いをした」について

- ・ 被害児童と担任の聞き取りから、加害児童がパーカーのフードを引っ張る行為については、5月10日以前に行われたと言える。ただし、当該行為があった期日の断定には至らなかった。
- ・ 加害児童と担任の聞き取りから、加害児童がパーカーのフードに消しゴムを入れる行為については、3年生の3学期から4年生の5月の期間に複数回行われたと言える。そのうち1回は、担任から指導を受けた5月13日以降（ホタテを使った給食が出た5月20日の前後数日の間）に行われた可能性がある。ただし、消しゴムを入れた行為があった期日や回数の断定には至らなかった。
- ・ 加害児童がパーカーのフードを引っ張った行為やパーカーのフードに消しゴムを入れた行為により、被害児童が心身の苦痛を感じたことは想像に難くない。調査委員会としては、パーカーのフードを引っ張った行為やパーカーのフードに消しゴムを入れた行為を被害児童に対するいじめ行為として認定する。

③ 「首を絞められた」について

- ・ 被害児童と加害児童と担任の聞き取りから、加害児童が首を絞めた行為については、複数回行われたと言える。ただし、当該行為があった期日・回数の特定には至らなかった。
- ・ 加害児童による当該行為により、被害児童が心身の苦痛を感じたことは想像に難くない。調査委員会としては、首を絞めた行為を被害児童に対するいじめ行為として認定する。

以上のことから、調査委員会は、被害児童及び被害児童保護者からの訴えについて、期日や回数を断定することはできないものがあったが、加害児童から被害児童に対してパーカーのフードを引っ張ったり、パーカーのフードに消しゴムを入れたりしたこと、加害児童が「死ね」と言ったことや被害児童の首を絞めたことについては、いじめがあったことを認定する。

ただし、6月18日の参観日の折に被害児童が学校復帰への思いを被害児童保護者に伝えていたことや、被害児童保護者からは加害児童が教室にいなければ登校できるという話があったが、翌日に公園で加害児童が被害児童に謝り、その次の日に被害児童が登校したことから、いじめと認定した行為が不登校のきっかけになったと言えるものの、不登校長期化との因果関係を明らかにすることは困難であると判断する。

9 調査結果と考察

(1) 被害児童が教室に入れなくなった原因

ア 被害児童と加害児童との人間関係

被害児童と加害児童は、保育園が同じだったこともあり、旧知の仲であった。小学校に入学してからも1年生からずっと同じ学級の仲間であった。特別にいつも一緒にいたというわけではないが、加害児童の聞き取りからは、2年生の後半から休み時間にドッジボールやサッカーをして遊ぶこともあった。

3年生になってからは、加害児童からの聞き取りによると、詳しい時期は不明であるが、被害児童に、“やってもいけないゲームをクリアしたかのように話す”、“机の間に立ってて、どいてとか言われずに押された”、“教室の机にかかっている給食袋とかに引っかかって転んじやったりしたときに笑われたりした”、“3年生の終わりにグループ活動で真剣に考える場面で、(被害児童が)ふざけていた”、“給食の時に、児童Bという友達が「(被害児童が、加害児童のこと)嫌いって言ってたよ」って言われて、それでむかついてやり返した”などと、被害児童の言動について不満を募らせていたことがうかがえる。

一方、これらの加害児童から語られた不満の原因となった出来事の実事関係については、被害児童からは認める発言も否定する発言も得られていない。

イ 被害児童が悩みを深くしていく経過

被害児童、加害児童及び担任からの聞き取りを総合すると、加害児童から被害児童に対し、3年生のときに「死ね」という言葉を言われたこと、4年生当初に加害児童が被害児童のパーカーのフードを引っ張るという行為があったこと(この行為は過去複数回行われた。)、加害児童が被害児童の首を絞めるという行為が少なくとも2、3回あったこと(3年生のときから4年生の5月上旬にわたって)は事実である。これらの行為を受けたことについて、被害児童は、短い言葉であったが調査委員に対して、「嫌だった」と述べており、教室で加害児童とともに生活を行うことについて不安感を抱いていたことは想像に難くない。

ウ 被害児童が教室に入ることができなくなったきっかけ

令和6年5月10日に、担任が別の児童への対応の中で、何気なく被害児童に、「最近何か心配なことはある」と尋ねた際に、加害児童からパーカーのフードを引っ張られて怖い思いをしたことが語られ、担任は初めて被害児童の抱えている悩みを知ることとなる。担任は被害児童に対し、次の日に詳しく話を聞かせてほしいことを告げる。

この日の次の登校日に、被害児童は腹痛を理由に欠席する。担任は加害児童から話を聞く。

その次の日に、被害児童は登校する。しかし、運動会を間近に控えて、校内は慌ただしく隙間時間をつくることができなかったことから、担任は被害児童から詳しく話を聞く機会を設けられなかった。被害児童からは話を聞かず、4日間が経過した。この時の様子について、担任からは、「運動会の準備で話を聞く時間がつくれなかった。」、「続いた欠席ではなく、これまでの両者の人間関係から、大きなトラブルではないと想像していた。」と、当時の心境が調査委員に対して語られている。

担任に話を聞かれた加害児童が、被害児童に何らかのアクションを起こしたのか、担任に自分の悩みを伝えたことで、担任が加害児童から話を聞き、加害児童が逆恨みをして更なる加害行為におよぶことを恐れたのか、5月10日から長期欠席に至り始める6月初旬までに被害児童はどのような心もちでいたのかは、当時の学校も、調査委員会の聞き取りでも把握できていない。

5月10日に被害児童は担任に対し、初めて自身の身に起きたことを伝えたものの、以後、5月末までおよそ10日間あまり、被害児童は登校をしていたにも関わらず、自分の受けた被害の詳細について担任に伝える機会を得られなかった。そして、5月28日に、保護者から学校へ自身の子が暴力・暴言にさらされていた旨の連絡が入った。被害児童が担任に打ち明けた5月10日から、保護者からの連絡が入る28日までの登校日10日間のうち、飛び飛びの欠席は3日あった。保護者からの連絡があった5月28日を境に5日間連続で欠席をした。6月4日に、被害児童とその保護者が放課後來校し、校内教育支援センターへの通学をにらみ、その環境を確認する機会が設けられた。翌日より校内教育支援センターの利用が始まったが、以前から利用していた同学年の児童の「死ね」という言葉を聞き、以後、長期欠席をすることになった。5月10日から6月初旬に至るまで、被害児童はどのような思いで過ごし、長期欠席となった引き金は何であったか、今回の調査で明らかにすることはできなかった。

(2) 被害児童が長期欠席に至るまでの学校の対応

5月10日に担任が被害児童の身に起こっていたであろうことを知ったのち、その次の登校日に担任は、加害児童からの聞き取りを行った。

次に求められる手続きとしては、被害児童から詳細に話を聞き、加害児童から聞き取ったこととの共通点と差異点を明らかにしながら、事実関係を明らかにした上で、必要な指導は何かを計画し、指導にあたることである。しかし、前述のとおり、5月10日に担任は被害児童に、翌登校日以降、詳しく話を聞くと伝えておきながら、被害児童が学校へ登校していた期間が10日間近くあったにも関わらず、被害児童から話を聞くことを行っていない。そして、5月28日の保護者からの連絡を受け、改めて加害児童から話を聞くも、被害児童からの話は聞かず、被害児童保護者からの要望（いじめ対策チームでの対応、加害児童への対応、教室内での席の移動、クラス替え、事実関係の説明等）に応えようとしたため、事案の真相の究明に至らず、このことが、被害児童への適切な対応を阻害したと言わざるを得ない。

学校は、保護者からの要望に応えようと、6月3日に席替えを行うとともに、加害児童と距離を置けるようにするため、校内教育支援センターへの通室を提案するが、これらの対応は、被害児童本人の声を学校が直接聞き取って、相談を重ねた結果ではない。被害児童の保護者とすれば、自身の子が傷ついたことで強い感情をもって学校に改善を求めたくなる。それは被害者側からすれば当然の思いである。しかし、学校は、保護者の声に耳を傾けながらも、やはり、児童本人から、気持ちを伝えやすい環境に配慮しながら、話を聞き、その声から支援を立ち上げる必要があり、この対応がなされなかったことが被害児童の悩みをより深いものに至らしめたことは想像に難くない。

10 被害児童に対する学校の対応

令和6年5月10日に被害児童より学校でのいじめの疑いを訴えられた後(登校日としては翌日の5月13日)、学校は加害児童からの聞き取りと指導をした。この聞き取りや指導の内容について、5月28日まで学校から被害児童や被害児童保護者に伝えることはしなかった。また、5月10日に訴えがあったパーカーのフードを引っ張られた被害事象以外のことについて、学校が被害児童から聞き取ることを5月10日以降は行っていない。

5月28日に被害児童保護者より学校でのいじめの疑いが指摘された翌日、学校は加害児童から改めて聞き取りと指導をした。被害児童保護者からの要望により、5月28日以降は担任から被害児童への聞き取りや被害児童の要望を直接聞くことは行えていない。

被害児童保護者からの加害児童と被害児童の机を離してほしいという要望を受け、学校は6月3日に席替えを行い、加害児童と被害児童の席を離した。また、加害児童や加害児童保護者に謝罪の意向があることを、学校は被害児童保護者に伝えた。

6月4日の夕方に被害児童が被害児童保護者と共に登校した際、教室の座席や校内教育支援センターの環境を確認した。翌日の6月5日は被害児童が朝から登校し、校内教育支援センターにて過ごした。

1学期の登校は、被害児童が朝から3時間目まで登校した6月20日が最後となる。

このような生活が進む中で、被害児童保護者よりいじめ重大事態として扱うことの要望が6月27日に出される。学校は加害児童への再度の聞き取りを行うものの、被害児童の心への配慮を求める被害児童保護者の要望により、学校が被害児童から被害事象の詳細を直接聞き取ることはできず、事態の解明や解決は困難な状況に陥った。そのため、調査の主体は第三者機関となる松本市いじめ問題対策調査委員会へ移行し、学校は関係児童たちのケアを中心に進めることとなった。

<被害児童保護者からの要望を踏まえて学校側の配慮の具体>

ア 加害児童と被害児童が校内で接触しないようにする配慮

教室内の座席を離したものの、被害児童が加害児童と会うのが怖いと感じていることや保健室はいろいろな人が出入りするから嫌だという声を被害児童保護者から受け、学校生活の拠点を教室とは階が異なる校内教育支援センターにすることとした。

また、休み時間に遊ぶ場所は加害児童が校庭で、被害児童が校舎内のことが多いが、被害児童が休み時間に中庭や校庭で遊ぶ日には、担任から加害児童に教室内で過ごすように促し、加害児童本人も承諾している。このような配慮をして、加害児童と被害児童が近付かないようにしてきた。

イ 担任が被害児童に被害事象に関する話をしない配慮

担任や校内教育支援センター担当教員、教頭など、学校職員は被害事象の想起につながることをしないよう、加害児童や被害事象に関する話はしないようにしている。一方で、教室での学習や生活、人間関係の修復にむけた本人の意思を生みの声で確認することはできない状況が続いている。

ウ 校内教育支援センターで安心して過ごせるための配慮

6月18日の校内教育支援センター利用時に「死ね」という言葉を発した児童Aについては、児童Aの学校生活の拠点を従前どおり所属学級等にとし、被害児童と接触しないように配慮した。このような配慮により、被害児童は校内教育支援センターにて生活することができるようになった。

エ 学習機会の保障への配慮

オンライン授業への参加は学校長の判断により出席扱いとしている。オンライン授業や校内教育支援センターで行った学習を成績に反映するようにしている。

こうして、被害児童はオンライン授業を経て、10月10日の校内教育支援センターでの午前登校を機に、10月11日以降は給食・昼休みまで校内教育支援センター又は特別支援学級の教室にて過ごすことができるようになった。また、10月10日以降は、被害児童は校内教育支援センターを利用する同じクラスの児童と共に、端末充電保管庫がある所属学級の教室に、学習者用端末を取りに来たり、戻しに来たりして教室に入ることがあった。また、給食の配膳が遅い日には、教室に取りに来ることもあった。ただし、11月22日参観日の日に学習者用端末と一緒に充電器を持って行った以降は、教室に来ることは大幅に減り、令和6年度末現在、教室での学習や生活に復帰することまでは至っていない。

1.1 再発防止に向けた提言

提言1 当该校における対応について

(1) 初期対応としての事実関係の把握

当该校は、いじめの疑いを認識した際に、速やかに事実関係の把握のため、関係児童から聞き取りを行う必要がある。この事実関係は、一つ一つの事案に対して、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「どのくらいの頻度で」「何のために」等から把握することになる。その際、児童の発達段階を考慮しながら、「どうしてしてしまったか、これからどうすればよいか」等を踏まえて振り返り、望ましい方向性について児童と教師が共に考える時間を設けることが大切である。

この対応は、疑いとして認識されたのち、速やかに行われる必要がある。なぜならば、人間は日が経つにつれ、記憶は曖昧なものとなることや、何より被害を受けた児童が、事案が未解決のまま悶々とした日々が続くことのないようにするためでもある。また、この聞き取り過程において、加害児童は相手に与える自身の言動の影響性を振り返り、自身の行為への内省から、いじめに係る言動を慎むことにつながることを期待される側面もある。そのため、初期対応としての事実関係の把握は、極めて重要な学校対応である。

本事案では、運動会という学校としては大きなイベントに向かっていく極めて多忙な時期ではあるが、全児童が気持ちよく参加できるためにも、最優先で実態把握に向かう必要があった。初期対応としての事実関係の把握は、速やかに網羅的に行うよう改善を求める。

(2) 学校いじめ対策組織による対応

いじめの疑いを認知した際には、常設の学校いじめ対策組織が早期の対応を担うことになるものの、本事案への主な対応者は、教頭や担任など限定的である様子がうかがえる。特に、初期対応においては、「続いた欠席ではなく、これまでの両者の人間関係から、大きなトラブルではないと想像していた」との担任の証言から、今回の事案への対応を一人の教員で、しかも個人の経験則に基づいて行われたことは明白であり、結果、対応が遅れ、被害児童を長期欠席へ至らしめることになった。さらには、保護者の「いじめ対策チームを立ち上げてほしい」との声を受けてから初めて、学校はいじめ対策の組織を立ち上げようとしており、いじめの重大性への認識が充足していたとは言えない。加害、被害の別なく、関係児童が安心して学習する環境を整えるために、学校いじめ対策組織が自律的にかつ実効的に機能することを求める。

(3) いじめ防止対策の強化

学校は、いじめを重大化させないために、先述のとおりいじめ認知後の早期の組織的対応が必要であることのみならず、いじめの早期発見にも注力する必要がある。学校において定期的に行っているアンケートは、いじめの早期発見に資する取組みであるが、本事案では、令和6年3月に実施したアンケートに、被害児童から、例文の一つ目にある項目に○印があり、それを見た担任は本人への聞き取りを行っている。しかし、その2か月後の5月に本人からの訴えがあり、事態が深刻化していくこととなる。子どもがアンケートに被害を訴えることは勇気がいることでもある。その思いに想像力を働かせ、事態の根本的解決への糸口に学校としてたどり着くことができなかった。

また、アンケートは学級では記入できない雰囲気があることから記入に躊躇する児童が一定数いることを考慮する必要がある。たとえば、持ち帰り後に記入し、教職員の立会いのもと提出するなど、いじめに苦しむ児童が安心してSOSを出す機会をつくり出す工夫が必要である。

提言2 松本市教育委員会における対応について

(1) 学校への指導・支援について

本事案に係る学校から教育委員会への第1報は、5月28日に保護者が、学校へいじめの疑いについて初めて連絡を入れた日である。この日は、学校として初めて本事案を認識した日であり、学校が教育委員会へ報告を入れるタイミングとしては問題がない。教育委員会からは、被害児童の学習保障を計画することと、被害児童本人と学校とでコンタクトが取れるようにし、被害児童本人からの声をもとに支援を立ち上げるよう助言を行った。学校は、被害児童の学習保障に向け、校内教育支援センターを安心な場所として利用すること等、学校としてできる対応の計画を進めたが、学校と被害児童のコンタクトが困難になったり、加害者側と被害者側の保護者との意思疎通が図りづらい状況があったりし、問題が複雑化した。対応に苦慮する学校に対し、スクールロイヤーの活用を促すなど、法的に誤りがなく、しかし、被害者側にできる限り寄り添う対応を、学校とともに考えていく姿勢が教育委員会には求められる。

(2) 教職員研修の充実

教職員の力量によって、いじめ対応に差異が生じる、いじめが重大化することは避けなければならない。そのため、教職員のいじめに対する実践力の形成は、今後も継続的に求められる重要課題である。

教職員のいじめ対応の力量形成として、具体的には、市内全小中学校の生徒指導主事が参集する会議等を活用し、教育委員会指導主事は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 | 令和6年8月改訂版）」に基づくいじめ対応を、生徒指導主事に継続的に周知することを求める。また、生徒指導主事以外の教職員が、いじめの積極的な認知と早期の組織対応の重要性を認識することも不可欠である。特に、初期対応としての事実関係の把握の重要性に鑑み、仮想事例をもとに聞き取りを疑似体験するなど、実践に直結する研修機会の設定を求める。何より、日常行われている授業（道徳を含む。）が、児童生徒の興味関心を引き出し、個別に適した学習内容となれば、児童は自発的に教科学習に取り組むことが期待される。児童を魅了する学習により引き出される自発的な取組みは、自尊感情の向上や授業とは関係ない行動の相対的な低減に寄与することが期待される。魅力的な教科学習を実現するための研修講座を設け、積極的に参加するよう教職員に周知していくことを求める。

1 2 終わりに

文部科学省調査「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国的にいじめの重大事態の発生件数は年々増え続けている。特に、令和4年度の発生件数は919件であったのに対し、令和5年度は1,306件と、約42パーセントと急増している。この状況において、学校はいじめを重大化させない対策を講じることが不可欠であるとされている。

当該校において、被害児童が加害児童から受けた行為は、担任のふとした問いかけにより明るみになった。担任は、近いうちに話を聞くことを約束したものの、運動会前の多忙を理由に、更には担任自身が事案を重大な事案とは見ていなかったことで、被害児童から詳細な事実を聞き取る機会がもたれなかった。その間の被害児童の思いはいかほどのものであったろうか。そして、子ども同士の問題は、学校の対応の遅さが引き金となり、保護者間の理解や連携の取りづらさを生じさせ、事態はより複雑なものとなった。被害児童は長期欠席を余儀なくされたにも関わらず、現時点でも、加害側から被害側へ謝罪の機会も未だもたれてはいない。学校はいち早く、初期対応として被害児童と加害児童から話を聞き取って事実関係を明らかにし、適切な指導を行う必要があった。しかし、それがなされなかったことは、本事案の対応を担任中心で担っていたことが大きな要因である。このことによって、被害児童の大切な学校生活が失われたことに対する当該校の責任は看過できない。

今後、二度とこのような児童を生まないように、改めて本事態について十分に振り返るとともに、本報告書の内容を十分に理解し、提言内容を生かし、最大限の努力をすることを強く望むものである。